

松福障第307号
松こ福第210号
令和4年8月4日

指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所
(就労定着支援、自立生活援助、相談支援に係る事業所を除く)の長様
指定障害児通所支援事業所

松本市長 臥雲 義尚
(公印省略)

令和4年度福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の届出について

日頃から、本市の障がい福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和4年10月の報酬改定により、「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設されることとなりましたので、令和4年10月から当該加算の算定を希望する事業所等は、下記のとおり計画書の作成・提出をお願いします。

なお、この加算の算定には、令和4年4月に提出いただいた処遇改善に係る届出とは別にこの届出の提出が必要になりますので、御留意ください。

記

1 提出が必要な書類について

(1) 全事業所共通

ア 変更届出書(様式第2号)

イ 介護給付費等の算定に係る体制状況等一覧表(令和4年8月以降の様式)

(2) 福祉・介護職員処遇改善加算を既に取得している場合

ア 別紙様式2-1

イ 別紙様式2-4

※ 様式2-1については、ベースアップ等加算の算定に必要なセルのみご記入ください。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算を算定していない場合

ア 別紙様式2-1

イ 別紙様式2-2

ウ 別紙様式2-3(福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得する場合)

エ 別紙様式2-4

2 各種通知・様式について

松本市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/61/1898.html>

3 提出期限

令和4年8月31日(水)

4 提出先

下記の各担当課へ提出してください。

- ※ 同一法人で障害者総合支援法に基づく事業所及び児童福祉法に基づく事業所の両方の事業所の指定を受けている場合は、各担当課へ(1部ずつ)提出してください。

5 留意事項

- (1) 様式(Excel形式)に計算式が組み込まれているセルについては、計算式に手を加えないでください。
- (2) 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和4年7月22日障障発0722第1号)」を確認してください。
- (3) 届出内容を証明する資料(就業規則や労働保険に加入していることが確認できる書類など)については添付不要です。事務所等は、根拠書類について適切に保管し、市から指示があった場合は速やかに提出してください。
- (4) 令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算の実績報告については別途お知らせします。

【問い合わせ及び送付先(者)】

松本市健康福祉部障がい福祉課
(課長)高木 寿郎
(担当)田中 徳也、栗田 佳樹、柳沢 茉歩
住 所:〒390-8620
松本市丸の内3番7号
電 話:0263-34-3000(内線2548)
FAX:0263-36-9119
mail:s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp

【問い合わせ及び送付先(児)】

松本市こども部こども福祉課
(課長)二木 玲子
(担当)仲林 啓
住 所:〒390-8620
松本市丸の内3番7号
電 話:0263-34-3000(内線2228)
FAX:0263-36-9119
mail:kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp